仕様書

１　契約名

地方税ポータルシステムＡＳＰサービス利用契約

２　業務の目的

本業務は、岡山市（以下「甲」という。）が契約業者（以下「乙」という。）から国税連携データネットワークシステム（以下「国税連携システム」という。）、審査システム、個人住民税における公的年金からの特別徴収システム（以下「年金特徴システム」という。）、地方税共通納税システムの構築・運用等に関する支援サービス（以下「地方税ポータルシステムＡＳＰサービス」という。）を利用することを目的とする。

３　履行場所

岡山市北区大供一丁目２番３号　岡山市課税管理課ほか

４　サービス内容

本サービスは、国税データの連携、地方税の電子申告及び公的年金からの特別徴収に関連して、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルセンタと連携し、ＬＧＷＡＮ回線を利用して、甲に設置している各クライアント操作端末と乙が運営するインターネットデータサービスセンタ（以下「データセンタ」という。）内に設置されたサーバを接続して、地方税の電子申告データ等の支援（審査及びデータの保管等）を行うＡＳＰ方式によるコンピュータサービス及びそのサービスに係る技術上の支援をその内容とし、次のとおりとする。なお、乙の提供する各システムについては、機構が公開している審査システム仕様書等、関連する各種仕様書を満たす機能を有し、人口４０万人以上の複数の自治体又は政令指定都市１団体以上で稼働実績があること。

（１）　国税連携サービス

「国税連携システム」に係るデータを送受信する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

（２）　電子申告等サービス

電子申告等システムを利用する際に必要な「審査システム」機能を提供するサービスをいう。

（３）　年金特徴サービス

個人住民税における「年金特徴システム」に係るデータを送受信する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

（４）　地方税共通納税サービス

個人住民税（特別徴収分）や法人住民税・事業税等における「地方税共通納税システム」に係るデータを送受信する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

（５）　特徴税通サービス

地方団体が作成した税通基本情報ファイルを用いて通知書を作成し、電子的に「eLTAX ポータル」へ送信する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

（６） 初期導入作業

（１） から（５）に掲げるサービスを利用可能とするための初期導入作業をいう。

（７） 運用支援サービス

（１）から（５）に掲げるサービスの利用にあたり、運用上の支援を実施するサービスをいう。

５　契約期間等、サービス利用期間、サービス利用時間

（１）契約期間

契約締結日から令和１１年１２月３１日まで

（２）履行準備期間

契約締結日からＡＳＰサービス利用開始日まで

（３）ＡＳＰサービス利用期間

既存の認定委託業者と変更とならない場合

令和６年１２月１６日から令和１１年１２月１５日まで

既存の認定委託業者と変更となる場合

令和６年１２月９日から令和１１年１２月１５日まで

終了日については、機構により開示される令和１１年１２月期の導入スケジュールにより変更される場合がある。

（４）ＡＳＰサービス利用時間

ア　国税連携サービス

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から１月３日。以下同じ。）を除く平日の午前８時３０分から午後７時までとする。

ただし、１月から４月の繁忙期については、総務省通達の国税連携データ送信時間帯に準拠し、サービス時間の延長、平日以外のサービス提供を実施すること。

イ　電子申告等サービス

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く平日の午前８時３０分から午後９時までとする。

ただし、繁忙期等、機構の地方税ポータルセンタが上記以外の時間で利用可能とする場合は、該当の時間帯については、甲からの要請があった場合は乙のＡＳＰサービスについても利用可能とすること。

また、試験環境においては、同期間の午前１０時から午後５時までとする。

ウ　年金特徴サービス

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く平日の午前８時３０分から午後７時までとする。

エ　地方税共通納税サービス

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く平日の午前８時３０分から午後７時までとする。

オ　特徴税通サービス

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く平日の午前８時３０分から午後７時までとする。

※ア～オにかかわらず、地方税共同機構によりサービスが提供されない時間は、この限りではない。

６　支払に関する事項

本契約に係る利用料は、ASP サービス利用開始日から令和１１年１２月１５日までの分とする。

利用料の支払いは、原則として３月ごとの支払いとし、契約金額を６０で除して得た額を月額利用料とする。１回ごとの支払額は、月額利用料の３月分とするが、令和６年１２月分から令和７年３月分は３．５月分（１円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)、令和１１年１０月分から同年１２月分までは２．５月分（１円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を支払う。なお、６０で除して得た額に１円未満の端数が生じるときは、最初の支払回に加算して支払うものとする。

７　データの管理

（１）　乙は、甲がデータセンタ内に設置されたサーバに格納した電子申告等のデータについて、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

（２）　乙は、データセンタ内に設置されたサーバ等に、前項のデータを７年間分保存すること。

（３）　前項に関わらず、乙は国税連携サービスにおけるデータはサーバに２年間分保存すること。

（４）　甲の許可なく、乙はデータの物理的な所在を移動しないこと。

８　初期導入作業（既存の認定委託先事業者と変更になる場合実施）

（１）乙は、初期導入作業実施に当たり、サービス開始日から利用できるよう、契約締結後直ちに初期導入計画書を策定し、甲の承認を受けた後、この作業を実施すること。初期導入計画書には、作業スケジュール、環境整備（設定値情報を含む。)、データ移行リハーサル、総合運転試験、データ移行及びその他導入に当たり策定すべき事項を記載すること。また、作業スケジュールの策定に当たっては、機構が定義しているリプレイス時の各作業について、作業期間を確保するよう考慮すること。

（２）乙は、機構が策定しているリプレイス計画書及び手順書等に従い、データ移行リハーサル、データ移行作業等を実施すること。

（３）乙は、乙の提供するサービスを利用可能となるよう、甲に設置している各クライアント端末（本番環境及び試験環境）の設定変更作業など、甲の運用に必要となる環境構築作業を実施すること。サービス利用開始前のデータ移行リハーサル及び総合運転試験における設定変更作業及び設定戻し作業も乙にて同様に実施すること。

また、乙の提供するサービスを利用するために、甲に設置している庁内ネットワーク機器の設定変更作業等が必要となった場合は、甲の関係部署との打合せなど必要な支援を行うこと。

なお、サービスを利用するクライアント端末台数は次のとおりとする。

審査クライアント（本番用）：７台

審査クライアント（試験用）：１台

国税連携クライアント　　　：２台

ただし、サービス利用開始後、甲がクライアント端末の追加を実施する場合は、次項（２）－キのとおりとする。

（４）機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」などに基づき、乙は甲と共同で総合運転試験を実施すること。乙は総合運転試験実施にあたり、甲と事前に試験計画の打合せを実施するほか、試験データの作成、結果報告書の作成、機構との連絡調整等、甲の要請に応じて、総合運転試験実施に必要な支援を行うこと。

９　運用支援サービス

（１）ヘルプデスク

運用時における甲からの問い合わせを受け付ける窓口（ヘルプデスク）を設置して対応すること。ヘルプデスクの対応時間は次のとおりとすること。

〔ヘルプデスク対応時間〕

平日の午前８時３０分から午後６時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。

（２）バージョンアップ等

ア　乙は、機構がシステムのバージョンアップを行う場合は、機構の指示に基づき必要な作業を実施すること。

イ　乙は、機構がシステムの機能追加を行う場合には、機構の指示に基づき必要な作業を実施すること。

ウ　甲は、機構が指定するマスタ更新の実施時期において、審査システム等のマスタ更新を行う必要がある場合には、乙との協議に基づき実施すること。

エ　甲は、機構が指定するサービス追加の実施時期において、電子申請・届出サービスで提供する申請・届出書（団体別様式）を新たに作成又は変更する場合には、乙に、その実施時期、実施理由等を報告し、乙の指示に基づき実施すること。

オ　業務アプリケーションのバージョンアップ作業については、その作業の難易度により甲と乙で協議の上、どちらが実施するかを決定する。なお、甲が作業をすることになった場合においても、乙は甲の要請によりインストール媒体の作成など、作業に必要な支援を行うこと。ア及びイにより業務アプリケーションのバージョンアップを実施する場合においても同様とする。

カ　基幹システムの仕様変更で必要な場合は、乙は審査クライアントの CSV 作成項目定義体などの設定変更作業、打合せへの参加など、甲からの要請により必要な支援を行うこと。

キ　サービス利用開始後、甲がクライアント端末の追加や機器更改を実施し、乙に支援を求める場合は、乙は乙のサービスを利用可能となるよう、当該端末の設定作業又はインストール媒体の作成などの設定作業の支援を有償で行うこと。

ク　契約期間中において、甲が端末の故障等によりリカバリを行った場合には、乙は乙のサービスを利用可能となるよう、当該端末の設定作業又はインストール媒体の作成などの設定作業の支援を無償で行うこと。

（３）要員配置

乙は、運用支援サービス実施に当たり、本サービス内容に精通した要員を配置すること。

１０　セキュリティの確保

（１）国税連携サービス

乙が国税連携サービスを実施するに当たっては、『電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（以下「技術基準」という。）』（平成３１年3月２９日総務大臣告示第１５１号）に基づき、国税連携システムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

（２）電子申告等サービス

国税連携サービスと同様のセキュリティ対策を実施すること。

（３）年金特徴サービス

国税連携サービスと同様のセキュリティ対策を実施すること。

（４）地方税共通納税サービス

国税連携サービスと同様のセキュリティ対策を実施すること。

（５）特徴税通サービス

国税連携サービスと同様のセキュリティ対策を実施すること。

１１　障害等によるサービス利用停止の対応

（１）データセンタ内に設置されたサーバ等の障害

ア　乙は、サービス利用をサービス提供開始時間に提供できない恐れがある場合、又は、一時的に中断せざるを得なくなった場合には、速やかに甲に通知するとともに、この障害対応に努めること。

イ　サービス提供時間中の障害に速やかに対応できるよう体制を構築すること。

ウ　サービス復旧の際にも、速やかに甲に通知すること。

（２）電気通信回線の障害

乙は、地方税ポータルシステムＡＳＰサービスを利用するための設備等の内、乙が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示すること。なお、通信回線障害時は甲の運用スケジュールを考慮し、媒体での納品を可能とすること。

（３）その他障害等

前２項のほか、地方税ポータルシステムＡＳＰサービスに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行うべき対応措置を決定した上でそれを実施すること。また、甲からの要請があった場合、乙は各クライアント端末の設置場所に速やかに対応要員を派遣し、障害の原因調査及び復旧対応を行うこと。また、障害発生連絡のため、乙は甲に対しサービス提供時間中の障害緊急連絡先を報告すること。

（４）予防措置

乙は、データセンタ内に設置されたサーバ等の障害に備え、データのバックアップ、サーバの監視等、サービス提供を継続するために必要な措置を講ずること。

（５）定期点検、保守等

乙は事前に甲に通知の上、サービス利用を一時的に中断することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、事前に通知することなく中断することができるものとする。

（６）重大障害発生

重大障害発生時には、乙は積極的にシステム状況の情報開示を行い、甲が必要とする法制度遵守、コンプライアンス確保、説明責任に積極的に協力すること。

（７）損害の賠償

本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合、又は、第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面にて報告し、すべて乙の責任にて処理解決すること。

１２　拡張性

（１）機能追加

平成２５年５月から開始された国税連携の配当・報酬データ連携、平成２９年６月から開始された源泉徴収義務者データ連携、令和元年１０月から開始された地方税共通納税システムのように、サービス提供期間中に機構が標準でアプリケーション提供する範囲の新規機能については、本契約の範囲で提供されること。（令和６年度から令和１１年度に実施される予定の次に掲げるサービスを含む）

・　軽自動車税 二輪車等申告・申請等の電子化

・　個人住民税申告・納税通知書等の電子化

・　eLTAX ポータル次期更改

（２）ＡＳＰサービスの追加

将来的にＡＳＰサービスの対象業務を追加する場合においても、適切にサービス追加できるよう拡張性を確保しておくこと。

１３　機構による監査

乙は、技術基準に規定する機構による監査を定期に受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供することを甲に保証すること。

甲は、機構による監査の結果、乙がサービスの実施に必要な電気通信回線その他電気通信機器を有せず、又は技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていない等の不適合が認められた場合、乙に対して、相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができるものとする。定めた期間が経過した場合において、不適合が認められるとき、甲は自己の債務の履行を提供せず、本契約を将来に向かって解除することができるものとする。

１４　契約終了後の処理

（１）甲は、本契約が終了した場合、本サービスの利用に当たって乙から提供を受けた資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。）を直ちに乙に返還することとする。

（２）乙は、本業務の契約が終了した場合、地方税ポータルシステムＡＳＰサービスを使用するために実施した機器等への設置を乙の責任で原状回復することとする。

（３）乙は、本業務の契約が終了した場合、本業務において甲から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。）を直ちに甲に返還し、データセンタ内のサーバ等に記録されたデータ等を乙の責任で消去するものとする。その際、乙はデータ消去証明書を発行するか、それが困難な場合には、代替する方法により利用者データが完全に消去されたことを証明すること。

（４）乙は、甲に提供したユーザＩＤ及びパスワードを、本業務のサービス利用期間終了の翌日をもって抹消するものとする。

（５）甲が、他の地方税ポータルシステムＡＳＰサービスを提供する事業者と契約することを目的として本契約を終了する場合には、乙は、機構が策定した方法に従い、自らの責任と費用負担においてデータ移行等を実施するものとする。

１５　別途協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈につき疑義が生じた事項については、甲と乙が別途協議の上、対処方法を決定するものとする。